お支払いが困難な方はご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な方を対象としています。

地方税(町税)における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に大 幅な減少があった方に対しては、地方税(町税)の猶 予制度があります。

要件がありますので、詳細はお問合せください。

問税務課 ☎内線264・251

国税における猶予制度

国税(申告所得税など)についても、町税と同様に 猶予制度があります。詳細はお問合せください。

間平塚税務署 ☎(22)1400

上下水道料金の支払いの猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に 上下水道料金の支払いが困難となった方は、平塚水道 営業所へ「支払計画書」を提出していただくと、最長 4か月間の支払いが猶予されます。

詳細はお問合せください。

間平塚水道営業所 ☎(22)2711

し尿処理手数料支払いの猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に し尿処理手数料の支払いが困難となった方の支払い猶 予については、ご相談ください。

間美化センター ☎(72)4438



生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減 少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福 祉資金給付制度の緊急小□資金及び総合支援資金 (生活支援費) について、特例措置が設けられました。 申込・相談についてはお問合せください。

問大磯町社会福祉協議会 ☎(61)9390

イベント等の中止について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のイベントを中止します。

相模国府祭、虎御石まつり、町ぐるみ美化キャンペーン、 大磯オープンガーデン&大磯アフタヌーンティー チャレンジデー、総合防災訓練、歯の健康フェスタ2020

愛その他のイベント等の中止状況 についてはホームページをご覧 いただくか、お問合せください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本町の取組みとして行っている幼稚園、小・中学校などの臨 時休業、公共施設の利用制限、各種イベント等の中止などに、ご理解、ご協力いただき感謝いたします。

国の緊急事態宣言は、4月16日には全国に拡大され、大型連休に向け、国民に対して、さらに不要不急の移 動の自粛を呼び掛けている状況です。神奈川県も含めて全国的に感染者数は増加しており、事態の収束が見え ない状態にあり、この先も長い戦いとなることが想定されます。

県では、4月17日から感染者数を市町村別に発表することとなり、本町においても感染者が確認されました。 もはや感染がどこで発生しているのか把握しきれない状態とも言えます。

町民の皆さんには、今一度、一人ひとり気を引き締めていただき、外出を控え3つの密(密閉・密集・密接) を避けること、せっけんを使った手洗い、マスク着用など日々の感染予防の徹底をお願いいたします。



また、体調不良(発熱・倦怠感・咳など)で、医療機関を受診するときには、必ず、 事前に受診する医療機関に電話で相談してください。また、少しでも体調に不安を感 じるときには、まず自宅で休養を取ることを徹底してください。

町も情報発信や相談対応などに努めてまいります。町民の皆さんのご理解、ご協力 により、町全体で、この緊急事態を一緒に乗り越えていきましょう。

大磯町長 中﨑 久雄

新型コロナウイルス感染症に関する 緊急事態宣言が発令されました

密を避け る(密接場面)」これ近距離での会話や発声 「換気が悪い 条)人が集まる換気が悪い (家 3 わ所

密接)

を避け

とが大切です。 食料や日用品の 食料や日用品の で必要な場合な に必要な場合な 避けるの 一人ひとり スク 機会 き ます

た。これによる 宣言を全都道度 を全都道度 で、4月16日 に感染拡大防 町民の情報にご注いらの情報にご注いらの情報にご注います。 止対 策 「や行政 だしま 記事

ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方や その疑いのある方などがご家庭にいる場合、鼻水等 が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際 は、次のことを心掛けましょう。

- ①ごみに直接触れない
- ②ごみ袋はしっかりしばって封をする
- ③ごみを捨てた後は手を洗う
- 間美化センター ☎(72)4438

詐欺・悪質商法に注意

外出

は

不審な電話などが あったらすぐに以下 の窓□に連絡を!

相談窓口

大磯警察署

2 (72) 0110

平塚市消費生活センタ

2 (21) 7530



新型コロナウイルス感染症コールセンター

現在、多数のお問合せをいただいており、電話がつながりにくい状態となっています。

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

045-258-0536	1 平日及び休日 (9時~21時) 234平日 (9時~17時)
045-285-0637	② 平日 (17時~21時) 休日 (9時~21時)

━① 症状がある方や健康・医療に関すること

② 緊急事態宣言や特別措置法に関すること

3 経営相談に関すること

帰国者・接触者相談窓口 感染症専用ダイヤル

次のいずれかの症状がある方

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4円以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

平日(8時30分~17時15分) 平塚保健福祉事務	所 0463-32-0130
平日夜間、休日(24時間対応)神奈川県庁	045-285-1015

広報おおいそ 令和2年5月 広報おおいそ 令和2年5月